

原発事故当時福島県外に居住し、原発事故後に居住制限区域（浪江町）に所在する墓の祭祀を承継した申立人が行った同墓の移転にかかる費用について、申立人が支出した額の7割が賠償された事例。

1848

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

### 【損害項目】

福島県双葉郡浪江町〇〇A墓地所在の墓の埼玉県入間郡毛呂山町△△Bの墓への移転費用

和解金額 307万7001円

### 【内訳】

- (1) A墓地の墓所解体・処分費用及び魂抜き費用 75万9325円
- (2) Bの墓地使用料、墓所工事費費用、納骨費用及び供養費用 230万3000円
- (3) 墓の移転にかかる移動交通費 1万4676円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、307万7001円の支払い義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、

本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。  
令和4年5月11日

(仲介委員 塚越 豊)